

令和3年12月1日 農業資材審議会農薬蜜蜂影響評価部会（第2回）資料4

# 農薬のミツバチへの影響評価において取り決めるべき事項について(案) ※(抜粋)

「農薬のミツバチへの影響評価ガイドンス」の該当箇所	取り決めるべき内容	対応案
<p>4. 影響評価と登録の判断及びリスク管理措置</p> <p>4-2 リスク管理措置の検討</p> <p>&lt;リスク管理措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用時期を制限する <ul style="list-style-type: none"> <li>-接触暴露を避けるため、開花期を避け使用する</li> <li>-経口暴露を避けるため、開花期終了後に使用する</li> </ul> </li> <li>・ミツバチが暴露しないような使用場所（倉庫や施設）に限定する</li> </ul> <p><b>【使用時期及び使用場所の制限の目安となる定義】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別添資料3 参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別添資料3 参照</li> </ul>

**農薬のミツバチへの影響評価において取り決めるべき事項について（案） 別添資料 1～3**  
**※（抜粋）**

## 農薬のミツバチへの影響評価にかかるリスク管理措置における「使用時期及び使用場所の制限の目安となる定義」について

### 1. 検討にあたっての考え方

農薬のミツバチへの影響評価にかかる被害防止方法としてのリスク管理措置（使用時期及び使用場所の制限）の用語について、全国的に統一的な目安となる定義を示す必要がある。

使用時期の制限については、ミツバチへのリスクという観点から、開花率（暴露率）を考慮し一律的に示すとともに、農薬の使用現場での混乱を防ぐため、作物の調査基準等の定義との整合性も考慮する必要がある。

使用場所の制限については、ミツバチへのリスク管理に適合した施設の定義（作物残留へのリスク管理とは異なる定義）を示す必要がある。

### 2. 対応案

#### 1) 使用時期の制限に関するもの

使用時期の制限にかかる用語のうち、開花始、落花の率の目安について、我が国の蜂群の保護目標（室内の急性毒性試験における対照群の死亡率：10%）に当てはめ、それぞれ、10%、90%とし、定義を以下としてはどうか。

#### ① 果樹（樹木類）

<開花始>

定義：1圃場あたり約10%開花した日

<落花（開花終了）>

定義：1圃場あたり約90%が落花（褐変または落弁）した日  
※摘花処理による対応で約90%としても可

<開花期>

定義：開花始～落花（開花終了）まで

#### ○使用時期の制限の記載例

発芽（萌芽）～開花期を除く。

発芽（萌芽）～落花（開花終了）までを除く。

## ② 水稻

### <出穂・開花期>

水稻は茎（穂）あたりの開花にずれが生じるため、以下の定義とする。

定義：出穂始（全茎（穂）数の約10%が出穂した日）～

出穂終了（全茎（穂）数のほぼ100%が出穂した日）

### ○使用時期の制限の記載例

出穂始～出穂終了までを除く。

## 2) 使用場所の制限に関するもの

既登録農薬の適用表の作物名欄に記載されている「施設栽培」における「施設」は、以下①及び②のどちらかを満たすものであるが、②はミツバチへのリスク管理には適合しない。

- ① 施設内で使用した農薬の施設外への飛散、流出を防止できる資材でその全体（施設の上部及び側面）が被覆されている
- ② 雨による作物の濡れ等を防止する等の目的で、作物の上部のみが被覆されている（雨よけ栽培）

ミツバチへのリスク管理の観点から、ミツバチへの影響評価における評価が不要なリスク管理措置「施設栽培」の定義を以下としてはどうか。

### <閉鎖系施設栽培>

定義：側面及び上面がミツバチが通り抜けられない資材で被覆されており、密閉可能な施設（被覆資材はネット等でも可）であって、原則栽培終了まで作物が施設内に留まるもの。

※開花期間中（連続して開花する作物については、着花が認められてからすべての花が落花するまで）、ミツバチが通り抜けられない密閉可能なネット等で圃場を覆う場合（べたがけ等）も「閉鎖系施設栽培」と同様に扱う。

## 参考文献

- 1) Growth stages of mono- and dicotyledonous plants BBCH Monograph Julius Kühn-Institut (JKI) Quedlinburg 2018
- 2) 岩手県農業研究センター 農作物調査基準
- 3) 一般社団法人日本植物防疫協会 JPP-NET 病害虫防除技術関係情報 発生予察事業の調査実施基準（「病害虫発生予察事業の実施について」昭和61年5月6日 61農蚕第2153号）
- 4) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業技術本部花・野菜技術センター 園芸作物の調査基準
- 5) 北海道後志総合振興局 後志管内主要農作物生育情報（用語解説）
- 6) 長野県南信農業試験場 令和2年果樹生態調査
- 7) 静岡県農林技術研究所果樹研究センター 令和2年度柑橘及び落葉果樹の生態調査結果
- 8) 和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課研究推進室 生育概況調査
- 9) 大分県果樹グループカボス・中晩柑チーム 2020年生態調査
- 10) 兵庫県稲・麦・大豆作等指導指針（第4章生育・収量調査法）
- 11) 農業ITシステムで用いる生育調査等の項目に関する個別ガイドライン（第1版）（平成30年4月17日 新戦略推進専門調査会 データ活用基盤・課題解決分科会取りまとめ）
- 12) 「園芸用施設の設置等の状況（H30）」（農林水産省生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室）
- 13) 農業保険法に基づく園芸施設共済の概要（令和2年2月 農林水産省経営局保険課・保険管理官）